

講演録

支え合い社会における生活支援型個人信託と税制

—生活弱者を支援する信託の促進とこれに対する租税優遇措置を検討する—

横浜国立大学法科大学院教授
岩 崎 政 明

◆SUMMARY◆

税務大学校和光校舎では、毎年、税に関する公開講座を開催しているが、本稿は平成 23 年 11 月 14 日（月）に行われた横浜国立大学法科大学院の岩崎政明教授による講演内容を取りまとめたものである。

本講演では、「支え合い社会における生活支援型個人信託と税制」、副題「生活弱者を支援する信託の促進とこれに対する租税優遇措置を検討する」と題し、高齢化や親子関係の希薄化が進む中、身寄りのない人や心身に障害を持つ人、経済的に恵まれない人を国民・社会全体で支えるための生活支援型個人信託の活用とこれに対する税制上の優遇策について紹介・検討を行っている。（平成 24 年 5 月 31 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

1	はじめに：支え合い信託（生活支援型個人信託）の必要性	2
(1)	支え合い信託（生活支援型個人信託）の必要性	2
(2)	税制の問題	4
2	支え合い信託とは何か	4
(1)	法令により租税優遇があるもの：特別障害者扶養信託（特定贈与信託）	5
(2)	通達により租税優遇があるもの：養育信託	5
(3)	社会的需要はあるが租税優遇がないもの：各種個人信託	6
3	特別障害者扶養信託（特定贈与信託）に対する課税の取扱い	8
(1)	信託の仕組み	8
(2)	非課税適格要件	8
(3)	要件の個別的定義	9
(4)	何が非課税とされ、何が課税されるか	9
4	特別障害者扶養信託税制の改善すべき主な問題点	10
5	特別障害者扶養信託税制の「支え合い信託」への拡充改革	11
6	おわりに	13

1 はじめに：支え合い信託（生活支援型個人信託）の必要性

ただ今ご紹介いただきました岩崎政明でございます。本日は、「支え合い社会における生活支援型個人信託と税制」というテーマでお話をさせていただきます。

最初に、簡単に要旨を申し上げますと、高齢化や親子関係の希薄化が進む中、今後、身寄りのない人や心身障害を持つ人、経済的に恵まれない人がたくさん出てくるのが予想されるのですが、そういう人々を国民社会全体で支えるための制度として、信託という制度を利用することができないだろうか、こういう信託のことを、支え合い信託又は生活支援型個人信託と私は呼んでいますけれども、新しい信託を使って助け合うというようなことができないだろうか、というのが目標であります。そして、そうした信託を促進するためには、何らかの誘引策がないと広まりませんので、税制上の優遇措置を設けることによ

って、新しいタイプの信託をこれから広げていくことができないだろうか、というのが今日のお話の内容ということになります。

(1) 支え合い信託（生活支援型個人信託）の必要性

初めに、支え合い信託又は生活支援型個人信託は一体何で必要か、というお話をさせていただきます。

2010年末から2011年の年始、つまり去年の年末から今年の年始にかけてタイガーマスク現象あるいは伊達直人現象というものが起こりましたが御存じでしょうか。あるいは覚えていらっしゃるでしょうか。

端的に言いますと、身寄りのない子供が生活する施設に匿名で複数のランドセルや文房具が届けられたり、あるいは、10万円、20万円、30万円というお金が匿名で封筒に入れて郵便ポストに投函されていたり、どこにそういう施設があるのか分かわからないと

いう場合には、区役所とか市役所に匿名でお金を持ってきてこれを恵まれない人のために使ってほしいと言って、立ち去って行ったというようなことがよく起こりました。これがタイガーマスク現象とか伊達直人現象というふうにマスコミで呼ばれていた現象です。これは、もともとタイガーマスクという昔流行したプロレスの漫画で、身寄りのない子供達の生活施設で育った子供が大きくなってプロレスラーになって、ファイトマネーをたくさん稼げるようになった時に、自分の稼いだお金をそういう施設に贈ることによって、子供達に夢や希望を与える、というものでした。その主人公のリングネームがタイガーマスク、本名が伊達直人という名前だったことから、この現象を呼ぶ時にタイガーマスク現象とか伊達直人現象というふうに呼ばれています。

つまり、景気が悪くて人々の生活は苦しい中であっても、自分よりも恵まれない人がいるということ分かった時には、自分の持っているお金を少しでもそういう人たちに贈り、他の人にも幸せになってもらいたいと思う人が、この世の中には結構たくさんいて、普段はなかなか目立たないけれども、誰かがそういう寄付をして、こういう方法があるということを示すと、それなら自分も出来るとう人が、世の中にはたくさんいるということが分かった、ということなんですね。

その現象があった後、2011年3月11日、東日本大震災という未曾有の大震災が起こり、多くの方が家財を失ったり、亡くなったりしました。問題はいろいろ起こったのですが、子供は学校に行っていて学校の先生により上手に避難させてもらえたのだけど、親は残念ながら震災にあって、両親ともにお亡くなりになってしまったという子供や、あるいは入院なさっていた老人は病院で上手に非難をさせてもらえて、災害に遭うことはなかったものの、今後の生活の頼りにしていた自分

の子供や、自分の生活を支えてくれるような人々が震災に遭ってお亡くなりになってしまったなど、突然に身寄りを失うという現象が生じた訳です。

こういう大震災が発生した時も、やはり、世の中もなかなか捨てたものではなく、多くの人が義援金の支出に自発的に応じていました。街中で募金活動があったり、テレビ局、日本赤十字社等の団体が寄付金を集めるなど、いろいろな方法で寄付金を集めるということが行われ、非常に多くの義援金が集まりました。とてもいいことではあるのですが、募金を集めた団体の中には不適正な団体も存在し、集金してそのまま逃亡してしまうこともありました。人々の善意を無にするような活動もその後報道されましたし、それから日本赤十字社、国、市町村などの大きな団体に寄付を集めると小回りがきかないため、分配するまでに時間と手間がかかって、義援金がなかなか人々に回らないといった事象が生じた訳です。

人々の善意があるというのは、これはもう明らかでした。日本中の人々が自分のできる範囲のお金を寄付するという形で、お金の提供は十分なされた。けれども、その分配が必ずしも十分ではなかった、分配のシステムが十分整っていないというのが原因と考えられます。余計なことですけども、大きな団体が受け取ると、いただいたお金の相当分はその団体の運営費として使われることになってしまって、残りが分配されるという形になり、人々の善意がそのまま分配金という形で反映された訳でもないという現象もありました。どうやったらもっと効率的に困っている人にお金が分配できるのだろうかということがこれから考えていくべき課題です。

それから、義援金は短期的な支援です。困っている時にたくさんのお金が集まり、やがて適正に分配されていくことにはなりますが、その一時金を受け取るだけで困っている人は

もうあとは平穩に暮らせるかというとなんか
 ことはない訳です。先ほどお話したように困
 っている人の中には、急に大震災によって身
 寄りがなくなってしまったまだ幼い子供や、
 急に身寄りがなくなってしまった老人がいら
 っしゃり、これからまだまだ生きていかな
 くてはいけない時に、一時金としていただいた
 義援金だけではその後の経済的支援活動が十
 分であるとは言い難いということもある訳で
 す。ですが、そういう長期的な支援をどうし
 たらいいのかということについての支援シ
 ステムは、あまり用意されてない。

これを考えていくと、信託という方法を使
 って、お金を出せる人がお金を提供し、信託
 銀行等の金融機関が受託者として受け皿にな
 るのですが、その信託銀行は信託契約に基づ
 いて特定の誰かに長期的に適正に運用益を分
 配していく。このような方法が開発できれば、
 ある程度長期間に亘る経済的支援を行なっ
 ていくことが可能になります。そういう助け合
 いのための、支え合いのための信託を構築す
 れば役に立つだろうと思われま。

2007年9月に信託法が大改正され、それ
 より前は信託というと非常に限定されたもの
 でしたが、現存では、いろいろな種類の信託
 が組成できるようになりました。しかし、そ
 の多様な信託として使われているのは、集団
 投資信託の分野、ファイナンスの分野、お金
 の儲かる分野においてです。私が今お話しし
 ている個人と個人との助け合いの方法とし
 て信託を使うという、個人信託と呼ばれる分
 野はほとんど開発されていません。信託法と
 しては個人信託をつくってもいいようにでき
 ています。ただ、人々がそういう信託がある
 ということを知らないということや、儲かる
 ものではありませんから、その引受け手とな
 る信託銀行や金融機関がまだ十分ではないの
 か、何らかの問題があってこういう信託がう
 まくいかないということがあるのでしょう。

(2) 税制の問題

それからもう一つ問題なのは、税金の問題
 であります。ここから本論に入る訳ですが、
 信託の場合、受益者に対して税金が課税され
 ることになります。ある特定の委託者個人が
 「自分が死亡したら自分の遺産のうち幾らか
 の金額を特定の恵まれない人に渡してほしい。」
 といった遺言状を書いて亡くなると、経済
 的に困っているもらう側の人に対して相続
 税がかかることになります。また、生きてい
 る間に特定の個人が「誰かのために使ってほ
 しい。」という形でお金を渡したとすると、受
 け取った方の人は贈与税がかかります。それ
 から信託銀行に信託を組成してある人がお金
 を恵まれない人のために信託に出して、その
 信託銀行が定期金という形で困っている人
 にお金を毎年、運用益を分配していくとどう
 なるかということ、毎年、信託銀行という法
 人からお金の提供を受けることになりますから、
 受け取った方は、雑所得という形で所得税が
 がかかります。税金がかかってしまうと、困
 っている人のためにお金を活用してもらいた
 いと思う人の気持ちは、その部分で一部削ら
 れる訳ですし、受け取った方の困っている人も
 税金を払わなくてはいけないということにな
 ると、もらったお金を全額自分で使える訳
 ではないという意味で、そのお金を提供する
 人の気持ちを全部受け取ることができないと
 いう結果が生ずる。そこで、こういう信託が
 うまく行われるようになるためには、税金が
 かからないようにするという工夫はできないか
 ということが問題になります。これが租税優
 遇措置と言われるもので、特別法をつくっ
 て、税金がかからないような制度をつくって
 いけないかどうかこれから考えるべき工夫
 ということになる訳です。

2 支え合い信託とは何か

ではこれまで、こういった信託は全然な
 かったのか、あるいはこういった信託に対する、

税制上の優遇策は全然なかったのかというと、そうでもない。幾つかのものは制度としてありました。それから制度としてはないけれども、今後こういう信託があったらいいなという類型もあります。そこでこれを分類して整理すると、次のようになります。

一番目として、法令により優遇措置があるもの、つまり、ある特定の支え合い信託について、贈与税が非課税になる、という優遇措置が現にあるものです。二番目は、法律はないものの、通達に基づき、行政庁の裁量によって一定の場合には税金をかけないことにしているという類型があります。三番目は、圧倒的多数ですが、税制上の優遇策がない信託、つまりもらった方は、相続税や贈与税や所得税がかかるという類型になります。

(1) 法令により租税優遇があるもの：特別障害者扶養信託（特定贈与信託）

まず一番目の租税優遇がある、支え合い信託の例としては、特別障害者扶養信託と呼ばれる制度があります。この特別障害者扶養信託というのは昭和 50 年 4 月の相続税法改正によって創設された、特別障害者に対する贈与税の非課税制度というものでありまして、相続税法 21 条の 4、それから相続税法施行令の 4 条の 7 ないし 4 条の 19 に条文が設けられている制度、つまり法律上定められている優遇措置になります。これは信託銀行が金融商品として、特定贈与信託という名前で取り扱っています。昭和 50 年にできた制度ですから、古くから法律上存在し、しかも信託銀行の取扱い商品として用意しており、障害者だけではありますけれども、誰かから障害者の生活のために提供されたお金の分配金については、贈与税が非課税になっています。とても困っている障害者にとっては、生活支援のために有力な制度なのですが、ほとんど知られていません。すべての信託銀行で商品として取り扱っている訳ではなくて、特定の信

託銀行だけが扱っている商品ですので、なかなか分からないと思うんですが。やっぱり宣伝しないとどんないいものでも、なかなか普及しません。これは後にもう少し詳しくお話をしたいと思います。

(2) 通達により租税優遇があるもの：養育信託

二番目の通達により租税優遇があるものは、養育信託と俗に呼ばれている信託です。どんなものかと言いますと、配偶者の一方又は子供自らが、子供又は自分自身の養育のために資金を一括して信託銀行に委託し、信託銀行がその財産を運用した運用益をその定期金として分配していく。養育費に充てるための自益信託又は他益信託です。自益信託というのは自分が自分のためにお金を出して信託銀行に信託を設定して自分が分配を受けるといもので、他益信託というのは誰かが他の人のために自分の持っているお金を信託銀行に預託して信託銀行が運用した利益をその人に分配するというタイプです。自分を助けるための信託か他の人を助けるための信託かというのが違いで自益信託、他益信託というふうに呼ばれています。

そのうちの自益型の養育信託は、例えば、離婚に際して夫が未成年の子供に養育費を一括して支払う。その子供が自分のために自ら信託銀行にその財産を信託して「自分が大きくなるまでの何年間に亘って、その運用益を分配してくれ。」という契約を結ぶ。その契約によって、その子供自身が信託財産の分配益を受けて、それを自分の生活費に充てるというものです。ある程度の年齢に達した子供であったり、子供に法定代理人が存在する場合には、その財産を子供自身が受け取ったことにして子供自身が信託銀行との間で契約を結ぶということは、可能なのでこういう方法があります。

他益型の養育信託は、夫が委託者となり、

子供に対する扶養料を一括して信託銀行との間で信託契約をする。信託銀行が夫の側から引き受けた財産を運用して、その運用益を子供に分配金という形で毎年毎年幾らというふうに定期金として払い、子供の生活が困らないようにするという制度です。離婚する場合には相手方のことを嫌いになっていることが多く、相手方を信用できないことから、確実に子供にお金を渡すことが出来る制度はないかと考えた時に、「養育料を全部信託銀行に一括して渡してしまい、信託銀行から子供に直接お金を分配するという形にすれば、子供のところに確実にお金が行くだろう。」という配慮から考え出された信託類型ということになります。実際にこういうことはよくあるようです。信託を行わずに離婚した夫婦間で、養育料を毎年幾ら払うという契約を締結することはあるのですが、今までの統計からすると、最初のうちの数年間はきちんと守られるのですが、しばらくすると養育料を払わなくなるという例が極めて多いようです。本当は子供の養育が必要なのに、きちんと金を払ってくれないということがしばしば生ずる。その時に「よこせ。」と言ってまた養育料の支払い請求訴訟を起こす方法はあるのですが、訴訟をその段階で起こしてお金を受け取るというのはなかなか手間のかかることで大変だから、それよりも最初に離婚する時に一定のお金を全部信託銀行に信託しておけば、あとは信託銀行は別に夫婦の関係とは一切無関係なので、ビジネスとしてその預かったお金を運用し、運用益を子供に毎年あるいは毎月幾らずつ分配するということをしていきますから、この方が確実な養育費の支払いができるのですね。

この場合、受け取った子供には、贈与税又は所得税がかかるということになるのですが、法律上の非課税にする制度はありません。そうすると、教育費が支払われた子供は可哀想ですので、そこで昭和 57 年に「離

婚に伴い養育費が一括して支払われる場合の贈与税の課税の取り扱いについて」という相続税個別通達が発せられまして「支払いを受け取る子供の年齢その他一切の事情を考慮して、相当な範囲の金額に限って所轄税務署長は贈与税をかけない決定をすることができる。」ということになっています。ですが知っている人はあまりいないようで、有効に使われていないようです。さらに困るのは幾らの範囲内だったら贈与税がかからないのかというのが決まっていませんので、税務署長側でその金額について合理的かどうかということになっていきますから、あんまり適正とは言えない。本当は法律で書いておいた方がいいのです。ただ、法改正をするということは、国会議員が動かなくてはならない訳ですから実はものすごく大変なことになります。そうすると、的確な法改正がなかなかできないということから、実際の需要と法改正までの手間暇というのを比較考慮して、はやく対応した方がいいということから、通達で設けられている制度になります。

(3) 社会的需要はあるが租税優遇がないもの：各種個人信託

三番目は、社会的需要はあるのだけれども、租税優遇はない、だから、受け取った方は税金がかかるというタイプの信託です。

イ 自助努力型信託

その1番目は、自助努力型信託と呼ばれるものですが、例えば、高齢者夫婦が委託者兼受益者になります。自益型になりますが、夫婦が自分たちで自分たちの財産を信託銀行に信託します。信託銀行の方で運用し、定期金としてその後、毎年幾らというお金を分配する。そうしておくことのメリットは何かというと、元気なうちは自分で何でも管理できますけど、夫婦のどちらかが体の具合が悪くな

ったり、段々年をとると頭の方も体の方も自由に自分の思うようにならないということが出てきたり、世の中の変転にうまく対応できなくなるということが起こりうる。そのようなことが起こったとしても、自分たちの生活費は元気なときに信託銀行に預けておいたお金の分配金という形でもらえるから、安心していられるということです。どちらか夫婦の一方が亡くなった後、寡婦（夫）として残ったとしても、信託銀行からの分配金は定期金として受けることができることになりまから、生活が安定するということが言えます。そういう意味で、需要はあるのですが信託を設定した段階で課税を受けます。これは税制上の優遇措置がありません。

□ 世代跳躍型信託

次に世代跳躍型支援信託というのがあります。おじいちゃんおばあちゃんと孫との関係です。祖父母等が委託者となって信託銀行に金銭、資産を信託し、信託銀行の方で運用し、その運用益を孫に分配する。孫の生活費や教育費に充てるという形で支給するということができます。何で直接お金を渡さないのかというと、それは家族がみんな仲良ければ、直接おじいちゃんおばあちゃんが孫に「はい、お小遣い。」と渡すことができますけれど、子供の夫婦が離婚していたりすることがある訳ですね。孫は可愛いのだけれども孫に自由に会えない。子供と自分もうまくいなくなると、世の中いろいろ複雑になってきていますから、さらにその子供の世代が他の人と結婚していたりすると、もっと複雑な人間関係になって、孫だからといって金品をそう簡単に渡すということができなくなる、ということがあり得る。「孫はやっぱり可愛いからちゃんと教育を受けてほしいし生活も安定してほしい。何とかお金を渡したい」。そういう時にどうしたらいいかというと世代跳躍型と言って、おじいちゃんおばあちゃんが自分の持

っているお金を信託銀行に預けて、信託銀行を通じてその子供に直接お金が分配されるというふうにすれば良いということになる訳です。もちろん信託銀行が孫にお金を分配した段階でその親が孫から金を取り上げることはあるかもしれませんが、それはその中の人間関係の問題で、少なくとも定期金として、信託銀行が孫に一定のお金を毎月あるいは毎年お金を渡すという契約は厳然として履行されますので、子供がやがて独立し、親から離れた段階では確実にお金を渡すことはできるということになります。これを世代跳躍型の信託と言います。欧米ではしばしば利用されます。問題は、相続税の回避として利用されることがあるということです。課税当局はこういう信託に対しては非常に神経をとがらせ、悪用されないように注意を払っているというところがあります。

ハ 遺言信託

それから、三番目の遺言信託。これは、遺言に信託条項を記載しておいて遺言者の死亡によって遺言執行人が遺言執行を行なって信託財産を信託銀行等に信託設定し、受益者のために金銭を支払ったり、資産の管理・運用・処分を行なうという内容の信託で、信託銀行で金融商品として扱っています。信託銀行に行くときよく商品のパンフレットが並んでいるラックがありますけど、その中に遺言信託という名前のついたものがあるはずですが、日本では使われる機会はあまりなかったのですが、東日本大震災の後、需要が増えて「いつどき自分が死ぬことがあるかもしれない。そのときに財産をどういうふうに使うか何も決めておかないと、残された人が困る。」ということがあって、生きている間はこの遺言信託というのは執行されませんから、あらかじめ信託銀行との間で契約を結んでおくのと死んだ時にその財産について一定の財産について信託銀行が管理し、あらかじめ決めておいた

人に対してお金を分配していくということが生ずるという訳で最近注目され始めた類型です。ただこれも税制上の優遇措置がないため、死んだときには相続税がかかりますから、遺言信託、実際にこれが施行された段階で相続税を信託銀行が納付するということとなります。

3 特別障害者扶養信託（特定贈与信託）に対する課税の取扱い

類型としてはたくさんお話ししましたが、きちんと法律で制度化されているのは一番目の特別障害者扶養信託だけなんです。本当はもっとこれを拡充していくというのが望ましいのですが、その前に、特別障害者扶養信託とはどんな制度かということをもう少し詳しくご紹介していきたいと思います。

(1) 信託の仕組み

この信託の仕組みは、篤志家又は親族などの個人が委託者となって、自己以外の誰か1人の特別障害者を信託利益の全部の受益者として設定し、信託銀行との間で契約をして、一定の非課税要件、非課税適格要件を満たす特別障害者扶養信託契約を締結することによって成立するということになっています。普通は障害者を持つ親が子供の将来を慮って、自分の財産を移転し、自分が死んでも確実に障害を持っている子供が生きていけるようにするために信託を組むというのですが、制度は別に親に限定していません。誰でもいい、とにかく障害者を助けてあげようという、そういう気持ちを持った個人であれば誰でもこの信託を設定することはできるという意味で、篤志家というのが委託者に入っています。

篤志家又は特別障害者の親族が普通委託者になって、信託銀行との間で特別障害者扶養信託契約というものを結びます。子供に対してその財産の運用益をどういうふうに分配するかを定めまして、すると信託銀行の方は「そ

ういう信託申込みを受けました。それで幾らの財産、どういう財産を信託されました。それに対してどういう運用方法を使って障害者に対して毎年幾らのお金を分配します。」という分配計画を立てて、それを障害者非課税信託申告書に書き込んで所轄税務署長に提出します。そうすると所轄税務署長は承認しますから、その段階でその計画に沿った形で信託銀行は信託された財産運用をし、お金を具体的に分配していきます。「何月何日幾ら分配しました。」と定期金の交付の記録をつけて「今年計画書通りこれだけのお金を分配しました。」という内容をまた税務署長に提出すると計画書どおりの内容であれば、一定の信託財産の範囲内においては贈与税を非課税にするということになります。

(2) 非課税適格要件

贈与税の非課税を受けるための適格要件として、まず、受益者である特別障害者の死亡後6カ月を経過する日にはこの契約は終了するというものがあります。

二番目に、特別障害者扶養信託契約は一旦設定すると途中で取り消したり解除することができない、信託期間を変更することもできない、受益者を別の人に変えるということもできない、ということになっています。そういう意味では非常に厳しい契約です。最初に決めた契約内容がそのままずっと実行されなければいけないということになります。

三番目として、特別障害者に対する信託財産からの金銭の支払いは特別障害者の生活又は療養の需要に応じて定期にかつ実際において適正に行われるということになっています。信託財産の運用は信託銀行によって当初予定した運用方法によって適正に行われなければならない、信託受益権は他人に譲渡したり、担保に提供したりすることもできない、必ずその障害者のところであってお金が障害者のところに支払われなければいけない

というものである、という障害者の生活を保障するための制度がここに条件として設けられているということになります。

(3) 要件の個別的定義

ここで出てきた言葉遣いの中で、もう少し、その内容を細かくお話すると、まず、委託者、財産を信託に出す方の委託者の方は、個人であれば、誰でもいいということになります。実際には障害者の親族であることが多いのですが、親族以外であっても誰でも構わないし、2人以上の個人であってもいい。個人であれば誰でもこの信託を設定することはできます。法人は、この信託を設定することができない。法人が設定すると受け取る方の側の方は贈与税の問題ではなくて、所得税の問題、つまり贈与の段階で一時所得の問題が生じてしまいますので、法人が委託者になることだけはできないけれども個人でしたら誰でも何人の人が集まってもいい。1人の障害者を支えるために、誰でも何人の人が集まっても構わなくて、その財産を信託に出すということが可能であるということになっています。

次に、受託者、財産を運用する側は、これは信用が求められますので、信託業を営む信託会社・金融機関に限定されていますし、税務署長に対してこの申告書を出す時に審査されます。確実にお金を払ってくれないと困りますから、途中でつぶれてしまってそれで終わりということがないように、その受託者である金融機関自体は厳格な審査が行われることになっています。

そして、受益者、お金をもらう方の側は、精神又は身体に重度の障害のある特別障害者に限定されています。具体的には租税法で規定しているというよりは社会保障法であるとか、他の法律で資格審査についての要件は定められていて、重度の障害者というふうに認められる人だけがこの制度の適用対象になるということになっています。

続いて、信託に出される財産はどんなものかということ、信託財産は金銭・有価証券・株券であってもいいのですが、株券は上場株式でなければいけないことになっています。取引相場のない株式、つまり非上場会社の株とか持ち分権とかそういうものは信託銀行が確実に運用益を上げられる訳ではないので預かった信託銀行の方が運用益を上げる対象にならないと困るものですから、上場株式に限定されています。債券類は株式だけではなくて、国債でも、地方債でも、社債でもいい。流通性があれば構わないということになっています。不動産であっても構いません。それは、賃貸に対して賃料収入が得られればそのお金を信託銀行が分配することができますので、不動産を信託財産として預けても構わない。とにかく、運用収益を生ずるもの、又は容易に換価できる財産であれば、信託財産に提供することができるということになっています。

非課税扱いを受けるための手続は先ほどもお話ししたように、一定の書面を受託者たる信託会社又は金融機関を経由して財産の信託がなされる日までの間に納税地の所轄税務署長に提出するということになっていて、幾らまでの財産であればこの制度の適用を受けられるかということ、信託受益権の金額が6,000万円までに達するまでの間であれば何人の人が提供した財産であっても構わないということになっています。

(4) 何が非課税とされ、何が課税されるか

非課税要件を満たした特別障害者扶養信託においては信託受益権のうち、6,000万円までの金額に相当する部分の金額について贈与税の課税財産に算入されない、つまり非課税の適用を受けることになります。提供した財産6,000万円までについて贈与税がかからないで済むというのは、ものすごく有益な非課税枠です。

現行相続税法では贈与税の非課税枠という

のは1年当たり110万円が限度額です。110万円を超えると、贈与税の課税対象になってきまして贈与税の税率は高いです。

これに対して、この特別障害者扶養信託であれば、最初にこの信託に提供する財産の価額は6,000万円までの金額について全部非課税になってきますから、普通1人の障害者がその後の生活を維持するために必要なお金は、これで満たすことができるだろうというふうに考えられて決められた金額になっています。ただ、本当の重度障害者がこれで足りるかという、それは分かりません。いろんな機械類を体につけないと生命維持ができないような障害を持っている人もいて、そういう場合にはものすごく費用がかかりますので、本当に6,000万円ですら十分かどうかは人によっては足りないこともあるかもしれません。でも、6,000万円部分については、贈与税が非課税になり、それを上回る部分についてだけが課税対象になりますから、この制度があるということは障害者の生活維持のためにはものすごく強力な制度であるということは言えると思います。

6,000万円の金額を超える部分については、税金がかかってくるのですが、その運用益の部分について定期金として分配される時には、贈与税がかからなくても所得税がかかるという問題があります。ただ、信託銀行の方で普通は申告納税を行うので、障害者自ら申告納税しなくても構いません。信託銀行の方が代行してくれますので事務手続は煩瑣ではない。その所得税というのは信託された財産が何なのかによって種類が変わってきまして、不動産が信託された場合には不動産の賃貸利益が特別障害者に対する分配利益になりますから、障害者の所得は不動産所得という類型になります。従いまして申告納税が必要になります。これは信託銀行がやります。一定のお金が信託銀行に提供されて信託銀行がお金を運用して貸付金としての運用をしてさ

らにそれを分配するという場合には雑所得になります。信託銀行が預かったお金を合同運用信託に変えてそれで運用してお金を稼いでそのお金を分配する場合には利子を分配する形になりますので、利子については利子所得として源泉徴収が20%の税率で行われることとなります。そういう形で分配金に対しては所得税がかかるということにはなりません。これは所得税に対する非課税措置が現行法では定められていないからです。

それ以外の問題は2点ほど。受益者が亡くなった場合、つまり信託期間が終了する前に障害者が亡くなったという場合にどうなるかという、その亡くなった障害者に相続人がいればその段階でその信託財産は亡くなった障害者の相続人の方に移りますので相続人に対して相続税がかかることとなります。その方がなくなった段階で特別障害者扶養信託は、6カ月後に終了する。財産を清算した段階で終了ということになっています。

次に、委託者の方が障害者のために財産を信託に出して、出した段階では贈与税は非課税になるが、渡した後3年以内に委託者が亡くなるということがあった時どうなるかという、相続税法上は、非相続人の死亡前3年以内に誰かに生前贈与をしていた場合には、その生前贈与額については相続があったものとし、みなして相続税額を計算し直すという制度になっています。そうならないようにするために、特別障害者扶養信託の対象になった贈与分については、相続税の計算し直しはしないという制度になっています。これは、受益者である障害者にとって不利益が生じないような制度ですから、ここまでは適正な内容というふうに行うことができます。

4 特定障害者扶養信託税制の改善すべき主な問題点

以上が、特別障害者扶養信託の現行制度の紹介なのですが、適用される範囲がものすごく

く限定される。これで十分かというとは十分ではない。もう少し広げられないかというのが現行制度の主な改善すべき点です。

まず、特別障害者扶養信託というのは贈与税だけに限定されていて、生きている間に障害者にお金を渡した時にはいいのですが、死んだ時に遺言状を書いておいて、自分が死んだ時にはこのお金の部分については、この自分の障害を持つ子供に渡してほしいという信託契約を結ぶかという、遺贈は無理なんですね。遺贈は現在適用対象にならない。それは少し狭過ぎるから死んだ時に遺贈するという場合でも 6,000 万円の金額に対応する相続税分については非課税にするというような措置を設けた方がいいのではないかというのが、改善すべき点の第一です。

次に二番目ですが、この特別障害者扶養信託の適用される受益者の範囲は、精神又は身体に重度の障害のある特別障害者に限定されていて極めて狭く、もう少し広げられないかというのが改善の二番目になります。

それから三番目の点は受託者たる金融機関が信託財産を合同運用信託で運用すると、これは利子所得の課税対象になるというお話を先ほどしましたけれども、受託者たる金融機関は、どういう人にお金が回るかという本人確認を十分できる条件にあるので、こういう場合には一定の高齢者に限って現在限定されている利子所得を非課税にする制度、いわゆる特別マル優という制度があるのですが、それと同様の制度にできないだろうかというのが改善の三番目になります。

それから四番目ですが、受益者たる特別障害者が死亡したときに信託の残余財産があった場合、先ほどその場合には特別障害者の財産を相続する人に相続税がかかりますとお話しました。ではその特別障害者に相続人がいなかった時どうなるのか。多くの場合、残念ながら相続人がいないことの方が多いのですが、そうすると、財産は国庫に帰属するとい

うのが最終的な判断になります。帰属先がなければ国のものになるのですが、でも委託者は恵まれない障害者の生活のためにお金を提供した、そういう意思ははっきりしているのですから、その対象になった障害者が亡くなった後、他の障害者がいればその他の障害者に残った財産を引き継げるような制度を設けることができないだろうかというのが改善点の四番目でありまして、残余財産を障害者支援団体、介護団体等に帰属させたり、あるいは公益信託として残ったお金があったら他の障害を持つ人に渡すというふうに戻すことによって非課税自体は継続するという工夫はできないだろうかというのが最後の改善すべき点ということになります。

5 特別障害者扶養信託税制の「支え合い信託」への拡充改革

以上お話したのは、受益者が特別障害者の場合だけです。他の人についてはもう制度がないものですから全部課税という原則どおりになるのですけれども、先ほどご紹介したように世の中には困っている人というのは障害者に限らず他にもいる訳ですね。この特別障害者扶養信託税制という制度自体はとても有効な制度であると思われますので、障害者に限らないで他の一定の立場にある人についても適用を可能なようにもう少し制度を緩やかにできないだろうかと思います。

助け合い信託が必要なのは特別障害者だけではなく、例えばどんな場合があるかというのを挙げてみますと、身寄りのない子供に対する養育信託、離婚したときに離婚した配偶者の一方が自分の子供のために財産を養育信託に出すという類型は、これは通達で今一定の範囲で贈与税が非課税になるとお話しさせていただきましたが、これはあくまでも離婚した時に自分の子に親が子供に対して払った時だけとなります。けど身寄りのない人は何もそういう措置はない訳で、他の人が

少しでもお金を出して、その受け取った身寄りのない子供には、贈与税を非課税にするというような措置が設けられないだろうか。こういう養育信託というのはだめなのだろうか。つまり、離婚に伴う養育信託をもう少し広げて子育て信託・支援みたいな形で広げるということはできないだろうかというのが、今後検討が必要となる特別措置の一番目。

それから二番目。今は子供の話でしたが、今度は高齢者の話です。少子化と長寿化、さらに国家財源の逼迫による年金縮減という状況が現に起こっていて、身寄りのない高齢者が生活するのはなかなか大変な訳ですから、そういう場合にその人とは全然赤の他人でも困っている人がいたら助けたいという気持ちを持っている人は多数いるので、そういう人たちのお金を信託として受け入れて、それを困っている人に分配するというタイプの信託をつくれませんか。それが介護信託、あるいは、寡婦（夫）生計信託と、私が名前を付けている生存支援信託の一種です。

きっと世の中には困っている人がいるということが分かれば、自分のもらったボーナスのうち10万円とか20万円であれば提供できるという人は多くいると思うんですね。信託銀行が窓口になって、「こういう小口の支え合い信託がありますよ。ここにこういう困っている人がいて、こういう金額が今集まっているのですけれど、まだ生活維持するためには少し足りないのですけれども、どなたかご寄付いただける人はいませんか。」というように、小口の信託をきちんと信託銀行の方で公開する。

とはいえ、親族がいて子供が障害を持っているのを知られるのは嫌だという人がいます。あるいは養老信託というのが必要だった時に介護を受ける老人がいたとしても「それは私たちが何とか助けている。他の人はタッチしてほしくない。」という人達もいるのでプライバシーというのは尊重しなくてはならな

い。

だから、自分達で何とかするという人は対象にしなくていいのですが、誰も身寄りのない人については、信託銀行の方にA信託、B信託、C信託と、お金を必要としている信託をいくつか小口で用意しておいて、少しお金を寄付したいと思った人は、銀行に行けばそういうリストが見ることが出来て「ああ、こういう困っている人がいるんだ。じゃあ、この人に10万円あげてくれませんか。」というふうに信託できるようになれば、もっと人々の温かい気持ちは直接相手方のところに伝わるということになるのではないかということです。もちろん現在ある日本赤十字社等に対する寄付が不要だと言うものではありませんが、大きな団体に寄付した時に自分のお金がどういふふうに使われているかというのが分からないのに対して、信託の場合には私がどういふ人にどういふ気持ちをもってお金を提供するかというのがはっきり出せる。自分のお金がどういふふうに分けられるかということも分かる形でお金が使われるという点が信託を使うことの良い点なんですね。そういう適用対象をもう少し広めて、小口化した公募型の信託みたいなものを法律上つくることできないだろうかというのが今後の検討課題であります。

拡充した時には特別贈与信託というような名前に変えて「もっと使いやすいようなものにならないだろうか。」というのが、現在私が考えていることです。これは法改正が必要ですから、私がこう言っているからと言ってすぐできるかどうかは分かりませんが、宣伝しないとどんなにいいものであっても、なかなかできません。

今日ご紹介した特別障害者扶養信託というのは、もう30年近く前に制度化されていながら実際に使われている金額というのは、ごく僅かです。親族がほとんどで、重度の障害を持っている子供がいる両親が何とか自分の

お金を使って信託をつくるという限りでやっているのですが、障害を持っている子供の親はみんな金銭的に余裕があるかというとは限りません。そのために匿名、篤志家ですね、他の第三者がお金を出してその障害者のためにお金を出して信託を作るという制度があるのですけれど、お金を出してくれる他の第三者をたくさん見つけられるかというは普通はそんなにすぐ見つかるものではないはずで、ですから結局、制度はあってもなかなか活用されない。むしろ、本当に金が必要な場合には親御さんの承諾が得られるのを条件に、信託銀行で「Aさんというお子さんがおられてこういう状況で、お母さんお父さんが出せる信託財産はこの金額で、まだ非課税枠については余裕枠があります。このお子さんの障害を考えると今両親が出せるお金では十分なものとは言えないので、もう少しご寄付をいただきたい。」ということをお公にしていれば、ボーナスをもらった時に健康な人は少し寄付しようという人が出てくるのではないかと思います、そういう制度をもっと拡充させたいという夢を持っております。

6 おわりに

今までは租税優遇措置を積極的に進めましょうということをおっしゃってきかたのですが、最後に、そこに潜む問題点を少しお話しておきます。どんなに良いもの、必要なものであっても、甘いものには必ず虫がつかます。どんな小さな虫でも、虫食いがあるとその虫食いのついた商品は不良品になってしまいます。それと同様に租税優遇措置をつくる、本当に世の中に必要だからといって税制上優遇措置を設けるといふ例はたくさんあるのですが、そういう租税優遇措置をつくと必ず目的外使用や濫用が起きます。マスコミはそういうものを見つければ「けしからん。こんな甘い制度をつくって。」と批判する。マスコミが取り上げている不正というのはすべての制度

の運用例のうちの極一部かもしれませんが、極一部で悪いことが行われ、それが発見されるとあたかも全部が悪いかのように報道されることがあって、そうすると世の中の人は報道されたことだけを信じてそういう甘い制度はよくないと言い出すかもしれない。そこで、租税優遇措置には濫用がなされないようにある程度厳し目につくるということはやむを得ないということで、先ほどご紹介した特別障害者扶養信託についても、濫用されないようにという観点から、厳しい制限が設けられています。

しかし、租税優遇措置を認める時には、信託銀行の申請によって所轄税務署長の審査というのを受けることになりまますからそんなにいいかげんなことができるとも思われませんので、使いにくい制度にするというのも問題であろうというふうに思います。

そこで、もちろん濫用防止策というのは、制度をつくるときには必ず設けなければいけない。それは確かにそのとおりですけれども、それは頭の隅に置いた上で、もっと拡充するような制度改正をする必要があるのではないかというのが結論であります。どうもご清聴ありがとうございました。

〈参考文献〉

岩崎政明「信託税制—支え合い社会のための信託税制の展望」新井誠＝神田秀樹＝木南敦編『信託法制の展望』（日本評論社、2011年）50頁以下。